

● 各国の公的医療制度における高齢者の位置づけ

高齢者に着目した医療制度			
日本 	後期高齢者医療制度 (原則75歳以上)		<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者医療広域連合が保険者 ● 74歳以下は公的医療保険制度に全住民が加入
米国 	メディケア (65歳以上または障害者)	従来型プラン	パートA (病院保険) <ul style="list-style-type: none"> ● 主に病院入院・スキルドナーシング施設を保障
			パートB (医療保険) <ul style="list-style-type: none"> ● 主に医師・病院外来診療を保障 ● 任意加入
			パートC (メディケア・アドバンテージ) <ul style="list-style-type: none"> ● パートA及びBの加入者が、民間保険会社が提供するパートA、B (プランによってはDも)の保障を給付するプランを選択 ● 従来型プランの保障に加え、プランによっては追加保障あり
英国 	なし		パートD <ul style="list-style-type: none"> ● 外来処方せん薬を保障(プランにより保障内容はやや異なる) ● 独立型と、メディケア・アドバンテージ・プランとあわせて包括的に給付される型の2種類 ● パートA又はB (独立型の場合)、A及びB (メディケア・アドバンテージ型の場合)の加入者が任意加入
			<ul style="list-style-type: none"> ● 国民保健サービス(NHS) 年齢に関わらず全住民に包括的な医療サービスを原則無料で提供
ドイツ 	なし		<ul style="list-style-type: none"> ● 退職後も従前の医療保険制度に継続加入 [一般] ● 職域保険と地域保険が並立 ● 8種類の疾病金庫 ● 公的医療保険競争強化法(GKV-WSG)により全住民の保険加入(公/私)を義務化
フランス 	なし		<ul style="list-style-type: none"> ● 退職後も従前の医療保険制度に継続加入 [一般] ● 複数の職域保険制度が並立

保険料負担	公費負担等	高齢者の患者一部負担
後期高齢者医療制度 <ul style="list-style-type: none"> 各広域連合が条例で保険料率を定める 前年度の所得をもとにして、一人当たりの定額保険料(均等割)と所得に応じた保険料(所得割)で被保険者を個人単位として算定 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険方式 50%を公費 (国:都道府県:市町村=4:1:1) 	<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上:1割 (現役並み所得者は3割) 70歳未満:3割
公的医療保険制度 <ul style="list-style-type: none"> 組合健保(大企業):各組合で独自に決定(平均7.7% 2011年) 協会けんぽ(中小企業):給与の9.5%を労使折半(2011年) 国保(自営業、無職等):市町村が定める額 	<ul style="list-style-type: none"> 組合健保:定額 協会けんぽ:給付費の13% 国保:国43%、県7% 	
<ul style="list-style-type: none"> 2.9% (被用者は労使折半、自営業者は全額負担 2010年) 就労期間中に40四半期(10年)保険料を拠出した者は自動的に加入 加入者は負担なし 	<ul style="list-style-type: none"> 大半が社会保障税 残りは社会保障年金に対する所得税など 	2010年 <ul style="list-style-type: none"> 入院60日まで:1,100ドル 61~90日まで:275ドル/日 91日~:全額自己負担 (ただし一生涯に60日間だけ550ドル/日の自己負担で入院可)
<ul style="list-style-type: none"> 月額110.5ドル(一部96.4ドル 2010年) 高所得者は一定額を加算 	<ul style="list-style-type: none"> 約3/4が一般税財源 	2010年 <ul style="list-style-type: none"> ~155ドル/年:全額自己負担 155ドル/年~: 医師サービス原則20% 病院外来サービス20~50% 非参加医の場合、以上のほか医療費の最大15%の保険外支払が発生しうる
<ul style="list-style-type: none"> パートB(プランによってはパートDも)の保険料+プランが設定する追加保険料 プランにより、パートB(プランによってはDも)の保険料が軽減される場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> メディケアが加入者1人1カ月あたりの定額で保険会社に支払う 概念的には公費負担は上記割合で含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> プランによりパートA・パートBの患者一部負担が軽減されることもある
<ul style="list-style-type: none"> プランによって異なる 標準保険料31.94ドル(2010年)(費用の高いプランはこれより高く、低いプランはこれより低くなる) 	<ul style="list-style-type: none"> 約3/4が一般税財源 	<ul style="list-style-type: none"> プランによって異なる 標準ケース 2010年 ~310ドル/年:全額自己負担 ~2,830ドル/年:25% ~6,440ドル/年:全額自己負担 6,440ドル/年~:5%
<ul style="list-style-type: none"> 医療保険料としての負担はないが、National Insuranceに拠出 	<ul style="list-style-type: none"> 税方式 	<ul style="list-style-type: none"> 原則一般と同様 高齢者、低所得者等:免除あり 薬剤サービス:負担免除 【一般】 入院・外来:一部負担なし 薬剤処方箋1枚につき6.20ポンド(2002) 歯科治療3種類の定額負担
<ul style="list-style-type: none"> 15.5% ※全国一律の統一保険料率(2009年) ※14.6%は労使折半、0.9%は傷病手当金の請求権のある被保険者が負担 ※月収が一定額以下の被用者:使用者の全額負担 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料による賦課方式 収支相償方式 農業者疾病金庫:年金受給者給付費の約85% 	<ul style="list-style-type: none"> 一般と同様 外来及び歯科治療 四半期ごとに10ユーロ 入院一定期間以降は10ユーロ/日 (最高28日まで) 薬剤:薬剤価格の10%
<ul style="list-style-type: none"> 13.85% ※被用者:0.75%、使用者:13.1% ※別途、年金・医療・介護・家族手当を目的とした「一般社会拠出金(CSG)」として、労働所得に7.5%賦課(うち医療分:5.29%) 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料と目的税による社会保険方式 CSG、国庫補助、目的税の税収等を充当 	<ul style="list-style-type: none"> 原則一般と同様 【一般】 外来 30% 入院 20%+10.67ユーロ/日 薬剤 35% 診察ごとに1ユーロ

参考資料: 厚生労働省(2009)「世界の厚生労働 2009 2007~2008年 海外情勢報告」/厚生労働省ホームページ/小林一久(2006)「ドイツにおける社会保障制度改革の現状」フィナンシャル・レビュー